

子どもの家等事業の見直しの内容について

1 見直しの背景

- ・ 「子ども・子育て支援新制度」や女性の就業率の上昇などに伴い、子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）の利用児童数が増加（H26年度：3,798名 R1年度：5,537名）しており、運営委員会や保護者の負担や責任が増加し続けている中、運営責任や負担をボランティアの運営委員会が担うことは難しくなってきました。
- ・ また、開設時間や入所基準、保護者負担金は各子どもの家等が決めているため、各子どもの家等で差が生じており、また、就学前の保育園等と子どもの家等にも差があることから、子どもの就学後、仕事に支障を来している保護者がいます。
（小1の壁）

2 見直しの内容

○ 基本的な方向性

- ・ 公的サービスとして確実にサービスを提供することにより、子育てと仕事の両立を支援する。
- ・ 運営体制の強化を図ることにより、将来にわたり持続可能で安定した事業とする。

(1) 法人格を持つ運営主体への移行

- ・ 現行の運営委員会による運営から、保育に関する専門知識とノウハウを持ち、安定した運営と指導員の安定した雇用を確保できる法人格を持つ運営主体による運営へ移行します（株式会社、社会福祉法人、特定非営利活動法人など）。
- ・ 放課後児童健全育成事業の管理運営について、指定管理者制度を導入します。
（案）

※ 事業者の選定方法

事業者の選定に当たっては、入札金額のみで判断するのではなく、より良い保育となるよう、法人自らが持つ保育計画や保育の質を向上するためのノウハウ等を提案してもらい、外部の有識者で構成する「専門委員」による審査の上、市が優れた法人を選定してまいります。（プロポーザル方式）

- ※ 関連事業の運営方法について、「子育て支援事業」は、新たに子どもの家等事業の運営を行う法人が市からの委託により実施します。

また、「放課後子ども教室事業」は、現行の運営委員会が市からの委託により実施します。

(2) 適正な運営規模の確保

スケールメリットを活かした安定した運営を行うため、地域学校園の区域（中学校区）を基本に連合自治会を分断せずに組み合わせ、全市域を10の区域に区切った上で、その区域ごとに法人を選定し、運営します。

(3) 運営区域内の組織体制の整備

安定した組織体制のもとで、保育の質の確保を図れるよう、指導員が保育に専念できる環境を確保しつつ、運営委員会や保護者の運営上の負担を軽減するため、運営区域内の運営に係る組織体制とクラブ内の児童保育に係る組織体制を整備します。

- ・ 運営区域ごとに統括管理者と保育外の事務従事者を配置
- ・ クラブごとに主任指導員を配置
- ・ 特別な配慮が必要な児童を受入れるクラスに指導員を追加配置

(4) 指導員の労働環境の整備

- ・ 指導員の雇用の継続について、法人に努力義務を設定
- ・ 指導員の保育の質を向上する機会（研修、OJTなど）を確保
- ・ 保育士等の類似職種などを踏まえ、市は適正な人件費（給与、手当）を設定し、それを基に各法人が指導員給与を決定し支給

(5) サービス水準の統一

市内の全ての子どもの家等で統一した公的サービスを提供するため、「開設日、開設時間」、「利用料金」、「入所判定基準」を統一します。

ア 開設日（案）

下記休業日を除いた日となります。

【休業日】 ・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

イ 開設時間（案）

- ・ 平日 放課後 ～ 19時
 - ・ 土曜日、長期休業時等 7時30分 ～ 19時
- ※ 上記のうち、18時～19時は延長時間

ウ 利用料金（案）

利用区分		開設時間	料金/単位
基本利用 (学校休業期間中を含む)		月～金曜日 放課後～18時 土曜日・長期休業時 7時30分～18時	7,600円/月
学校休業 期間中 のみ利用	春休み(4月)	7時30分～18時	2,300円/期
	春休み(3月)		2,300円/期
	夏休み		12,800円/期
	秋休み		920円/期
	冬休み		1,800円/期
延長利用		全ての時期 18時～19時	100円/時

減免
対象

※ 別途、月額2,000円程度の実費（おやつ、特別な行事等）がかかります。

※ 料金の徴収は、現行と同様に法人が行います。

※ 入会金、年会費等はかかりません。

エ 経済的負担の軽減について（案）

生活保護受給世帯及び就学援助対象世帯を対象とした現行の保護者負担金助成制度（月額上限5,000円）について、上記ウの料金体系の統一後も、現行と同様の対象世帯が、引き続き本事業を利用できるよう、「基本利用」及び「学校休業期間中のみ利用」に係る料金を全額減免します。

なお、「延長利用」に係る料金については、減免の対象外とします。

オ 入所基準

利用を必要とする児童が確実に利用することができる基準を設定します。

(6) 法人と運営委員会との関わり方について

法人運営への移行後においても、地域、保護者の声を反映できるよう、本市、法人、運営委員会の三者で定期的に意見交換を行うなど、事業運営に関する連携・協力を行います（詳細については別紙参照）。

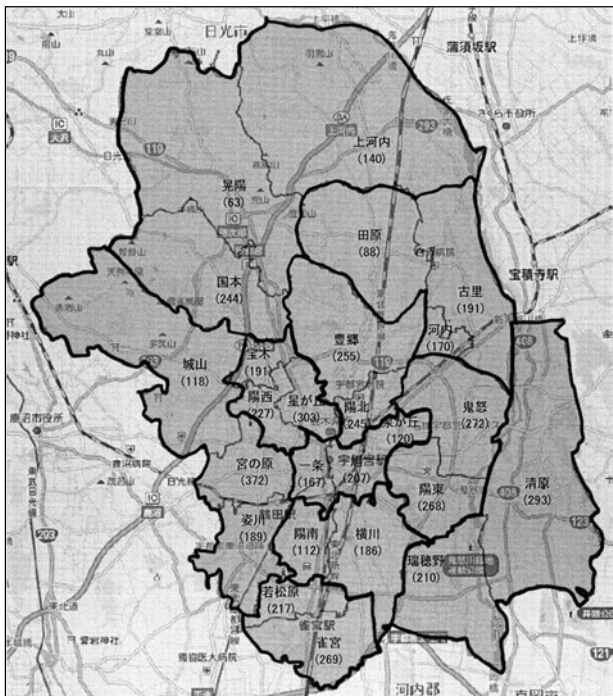
※ なお、本資料中の（案）と記載のある事項については、今後、市議会の議決により決定されることとなります。

【10区域一覧】

	小学校	地域学校園	連合自治会	
①	戸祭	星が丘	戸祭	
	昭和		昭和	
	上戸祭		細谷・上戸祭	
	②	細谷	宝木	宝木
		西が岡		
		宝木	陽西	桜
		桜		
③	城山中央	城山	城山, 明保	
	城山東			
	明保			
	④	富士見	宮の原	富士見
		姿川第二		
		姿川中央	姿川	姿川
		姿川第一		
⑤	陽南	陽南	陽南	
	緑が丘			
	陽光			
	⑥	横川西	横川	横川
		横川中央		
		横川東		
⑦	中央	旭	中央	
	築瀬			
	城東			
	⑧	西	一条	西
		西原		
		宮の原	泉が丘	宮の原
		今泉		
		泉が丘		
	⑨	雀宮中央	雀宮	雀宮
雀宮東				
雀宮南				
五代		若松原	五代若松原	
新田				

	小学校	地域学校園	連合自治会	
⑥	瑞穂野北	瑞穂野	瑞穂野	
	瑞穂野南			
	瑞穂台	清原	清原	
	清原中央			
⑦	清原南	陽東	峰	
	清原東			
	峰			
	⑧	石井	鬼怒	石井
		陽東		
		御幸		
⑨		平石中央	豊郷	御幸
		平石北		
		御幸が原	河内	御幸が原
	東			
⑩	錦	陽北	錦	
	豊郷南			
	豊郷中央			
	⑪	豊郷北	古里	豊郷
		海道		
岡本		河内	河内	
岡本西				
白沢				
⑫	岡本北	田原	田原	
	田原			
	田原西	上河内		上河内
	上河内東			
⑬	上河内西	晃陽	富屋	
	上河内中央			
	富屋			
	⑭	篠井	国本	篠井
		国本中央		
		国本西	晃宝	国本
晃宝				

【10区域図】



【指定管理者制度の導入スケジュール】

令和2年6月	・公募開始（～7月上旬） ※募集要項・仕様書を公表
7月	・書類審査（資格審査）
8月	・事業者からの提案審査 （優れた保育内容や事業計画など）
10月	・候補者の選定結果公表 （以降、法人による支援員の採用開始）
12月	・議会への提案（正式決定）
令和3年1～3月	・引継ぎ期間
4月	・法人による運営開始

子どもの家等事業の見直しにおける新旧の比較

1 運営

(1) 子どもの家等事業の運営主体

現行	見直し後
ボランティアによる地域主体の運営委員会	株式会社, 社会福祉法人, NPO法人等, 法人格を持つ運営主体

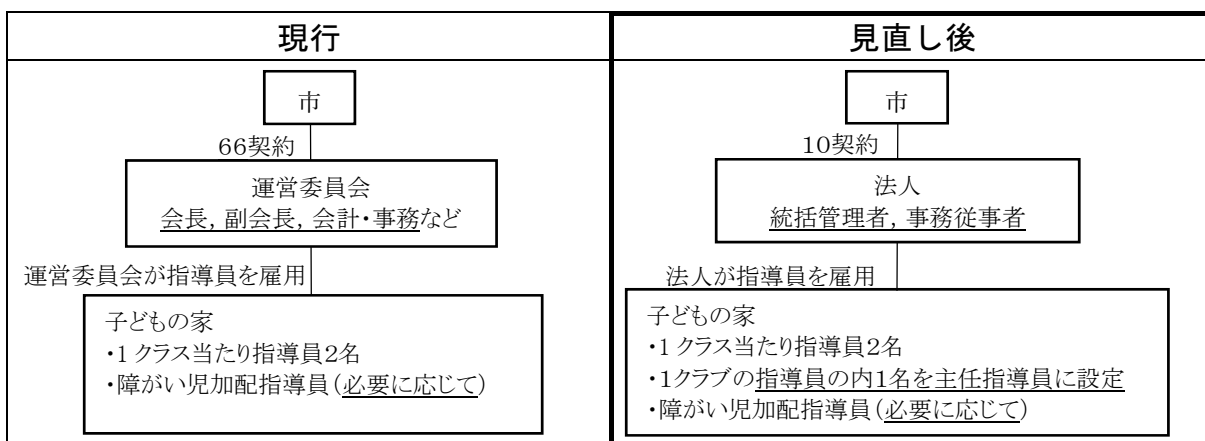
(2) 関連事業の運営主体

現行	見直し後
○子育て支援事業 = 運営委員会	○子育て支援事業 = 法人
○放課後子ども教室 = 運営委員会	○放課後子ども教室 = 運営委員会

(3) 運営規模

現行	見直し後
小学校区ごと (66区域) (1小学校区あたり13人~200人)	5~8小学校区ごと (10区域) ※地域学校園 (中学校区) と連合自治会の区域を組み合わせたもの (1区域あたり500人~700人)

(4) 組織体制



2 指導員

現行	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会が指導員を雇用 ・運営委員会が指導員給与等を決定し, 支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が指導員を雇用 ・法人が指導員給与等を決定し, 支給 ・本市は適正な人件費 (給与, 手当) を委託料に設定 ・仕様書等に指導員の再雇用に係る努力義務を設定

3 サービス水準

(1) 開設時間と開設日（案）

	現行	見直し後
開設時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 13時～18時 18時～19時（延長時間） ・学校休業時等（土曜日，長期休業時等） 8時～9時（延長時間） 9時～17時 17時～19時（延長時間） ※延長時間及び土曜日の開設時間は，各子どもの家等により異なる。	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 放課後～18時 18時～19時（延長時間） ・学校休業時等（土曜日，長期休業時等） 7時30分～18時 18時～19時（延長時間）
開設日	下記休業日を除いた日 【休業日】 ・日曜日，祝日 ・12月29日～1月3日 ・夏休み中の6日間(8月中旬)	下記休業日を除いた日 【休業日】 ・日曜日，祝日 ・12月29日～1月3日

(2) 入所基準

現行	見直し後
各子どもの家等が基準を作り，入所を判断	本市が全市一律の基準を作り，新たな法人が入所を判断 更に本市は結果を全件確認

(3) 利用料金（案）

現行	見直し後
各子どもの家等が決定 4,000円～10,000円 （平均6,500円） ※入会金，年会費を含む	<ul style="list-style-type: none"> ○基本利用 （月～金曜日 放課後～18時） （土曜日，長期休業時7時30分～18時） ＝7,600円/月 ○延長利用 （18時～19時）＝100円/時 ○その他，学校休業期間中のみ利用 ※別途2,000円/月程度の実費 （おやつ代など）を法人が徴収 ※入会金・年会費等はなし
○生活保護受給世帯等を対象とした経済的負担の軽減 ⇒月額上限5,000円	○左記と同対象者の経済的負担の軽減 ⇒「基本利用」及び「学校休業期間中のみ利用」に係る料金を全額減免